

平成20年度行政監査結果の概要

1 テーマ：県の作成する刊行物について

2 選定理由

本県では、県政に対する理解と参加を進める一環として、県民にいろいろな刊行物を提供している。このような刊行物は制度の周知や県政に関する情報提供の手段として大きな役割を果たしているが、その一方でパソコンやインターネットの普及といった社会環境の変化により情報提供の手段も多様化してきている。

このような中、県の作成する刊行物が、適切に作成、配布され、有効に活用されているか等を検証し、今後の適正な行政運営に資する。

3 着眼点

- 1) 刊行物の目的や必要性について
- 2) 刊行物の内容について
- 3) 刊行物の作成について
- 4) 刊行物の活用について
- 5) 電子媒体の活用について

4 監査対象刊行物の概要

監査対象となった刊行物の概要は、次のとおりである。

| 区 分 | 冊子 | パンフ レット | リーフ レット | チラシ | ポス ター | 記録メ ディア | その他 | 合計 | 作 成 所属数 | 作成部数 | 作成経費 (千円) |
|-----------|-----|------------|------------|-----|----------|------------|-----|-----|------------|------------|--------------|
| 県の作成する刊行物 | 348 | 102 | 221 | 161 | 79 | 2 | 32 | 945 | 313 | 16,239,449 | 401,004 |
| うち監査対象刊行物 | 20 | 34 | 19 | 11 | 4 | 0 | 10 | 98 | 55 | 6,882,320 | 187,820 |

5 監査の結果

報告のあった945刊行物の中から監査対象刊行物として98刊行物を選定し、その刊行物を作成した所属を対象に監査を行った。その監査結果の概要は、次のとおりである。

1) 刊行物の目的や必要性について

目的や必要性は十分検討されているか、同種の刊行物や関係する部署との調整は行われているかについて監査した。

(監査結果)

- 監査対象となった刊行物の目的や必要性の検討については、継続的に作成されている75件を含めて、予算要求時や作成する際意思決定時に行われ、おおむね適切に行われていた。
- ほかに同種の刊行物がある13件のうち、8件についてはほかの刊行物や関係する部署との間で調整が行われないうちに作成されていた。

2) 刊行物の内容について

必要な情報は盛り込まれているか、内容は分かりやすいか等について監査した。

(監査結果)

- 刊行物には、その目的に沿って必要な情報を記載する必要があるが、作成者名や問い合わせ情報(担当所属名、住所、電話番号等)の記載に十分でないものが見られた。
- 監査対象となった刊行物の多くは、紙面構成、表現、文字の大きさ、専門用語の

取扱い等に気を配り、分かりやすい内容となるように工夫して作成されていたが、なかには、限られた紙面に多くの情報を掲載するために文字が小さく、また、窮屈な割付けになっているものや、主に小学生を対象に配布するにもかかわらず、難しい漢字や表現が用いられているものが見られた。

- 刊行物に掲載されている特定の個人を識別できる情報については、おおむね適切に取り扱われていたが、人物写真が事前に本人等から承諾を得ないままに掲載されているものも見られた。

3) 刊行物の作成について

作成時期、作成部数等作成は適切に行われているか、環境への配慮はなされているかについて監査した。

(監査結果)

- 監査対象となった刊行物の多くは、目的に沿って、おおむね適切に作成されていたが、なかには、作成時期が遅れたものもあった。
- 現在、県においては、ふくしまエコオフィス実践計画やうつくしまグリーン購入実施要綱に基づき、環境に配慮した物品の優先調達に取り組んでいるところであり、その中で外注印刷物や委託事業に係る報告書等の用紙については、原則として古紙配合率70%以上の再生紙を使用するとともに、使用した場合には「再生紙使用」と明記することとされている。監査対象となった刊行物の再生紙使用については、11件(11.2%)について、印刷発注時や委託契約時に要求されていなかった。特に委託事業に係る成果品に関して再生紙使用を指示していない場合が多かった。

4) 刊行物の活用について

配布は適切に行われているか、県政情報センターや県立図書館に送付されているか等について監査した。

(監査結果)

- 刊行物の配布については、目的に沿って、おおむね適切に行われていたが、なかには、作成時期に問題はないものの、配布時期の遅れたもの等も見られた。
- 行政資料の収集及び管理に関する要綱により行政資料を提供することとされている県政情報センター(文書法務課)への送付状況を見ると、チラシとポスターを除く83刊行物のうち、2/3に当たる56件(67.5%)については“要綱の存在を知らなかった”“送付の対象とならないと思った”“失念していた”等の理由で送付されていなかった。一方、毎年度、文書で行政資料の提供を依頼している県立図書館への送付状況を見ると、文書で各所属に依頼しているにもかかわらず、半数以上の47件(56.6%)については“通知があることを知らなかった”“失念していた”等の理由で送付されていなかった。
- 刊行物についての意見要望の収集状況を見ると、全体の6割以上に当たる61件(62.2%)で行われていなかった。

特にその必要性が高いと思われる継続的に配布されている刊行物でさえも、全体の6割で意見要望の収集が行われていなかった。

5) 電子媒体の活用について

電子データ化された原稿は活用されているか、刊行物の内容は県のホームページに掲載されているか等について監査した。

(監査結果)

- 刊行物の作成に当たり職員により作成された原稿は、電子データ化されていることが多いが、委託等により外部に発注された19件を除く79件の刊行物のうち、原稿が印刷業者にCDやFD等の電子媒体で渡されたものが35件(44.3%)、紙媒

体で渡されたものが44件(55.7%)となっていた。

- 県のホームページへの掲載については、全体の1/4以上に当たる26件(26.5%)について、未だ掲載されていなかった。
- 監査対象となった刊行物のうち、継続的に作成されている75刊行物の電子媒体への移行についての検討状況は、検討しているのはわずかに10件(13.3%)にとどまり、一方、配布対象者のインターネット環境や現在作成されている刊行物の種類やその目的、電子媒体に移行した場合の効果等を考慮して、具体的に検討をしていないとするものが65件(86.7%)にも上った。以上のように、電子媒体への移行については、余り具体的に検討されていないことが分かった。

6 まとめ

監査結果を踏まえ、県に対して、個々の刊行物についての是正・改善のほか、今後、県民等に対してより良い県政情報を提供するため、次に掲げる事項について改善・検討を求めた。

- 1) 刊行物作成の手引について
- 2) 県政情報センターや県立図書館への送付について
- 3) 刊行物についての意見要望の収集について
- 4) 電子媒体の活用について

調査公表第 8 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項の規定により、行政監査を執行した結果は、次のとおりです。

平成 21 年 3 月 24 日

福島県監査委員 小桧山 善 継
福島兼監査委員 加 藤 雅 美
福島県監査委員 野 崎 直 実
福島県監査委員 高 野 宏 之

第 1 行政監査の概要

1 行政監査のテーマ

1) 監査テーマ

県の作成する刊行物について

(注) 県の作成する刊行物とは、県費により外部に発注して作成された冊子、パンフレット、リーフレット、チラシ、ポスター等をいう。

2) 選定理由

本県では、県政に対する理解と参加を進める一環として、県民にいろいろな刊行物を提供している。このような刊行物は制度の周知や県政に関する情報提供の手段として大きな役割を果たしているが、その一方でパソコンやインターネットの普及といった社会環境の変化により情報提供の手段も多様化してきている。

このような中、県の作成する刊行物が、適切に作成、配布され、有効に活用されているか等を検証し、今後の適正な行政運営に資する。

2 監査の着眼点とその主な検証事項

| 着 眼 点 | 主 な 検 証 事 項 |
|-------------------|---|
| 1) 刊行物の目的や必要性について | <ul style="list-style-type: none">目的や必要性は十分検討されているか。同種の刊行物や関係する部署との調整は行われているか。 |
| 2) 刊行物の内容について | <ul style="list-style-type: none">必要な情報は盛り込まれているか。内容は分かりやすいか。 |
| 3) 刊行物の作成について | <ul style="list-style-type: none">作成時期、作成部数等作成は適切に行われているか。環境への配慮はなされているか。 |
| 4) 刊行物の活用について | <ul style="list-style-type: none">配布は適切に行われているか。県政情報センターや県立図書館に送付されているか。 |
| 5) 電子媒体の活用について | <ul style="list-style-type: none">電子データ化された原稿は活用されているか。刊行物の内容は県のホームページに掲載されているか。 |

3 監査の対象

1) 監査対象及び監査対象機関

行政監査の実施に先立ち行った調査で報告のあった平成 19 年度に作成された刊行物 945 件の中から 98 件を監査対象として選定し、その刊行物を作成した所属を監査対象機関とした。

なお、平成15年度以降に作成された刊行物のうち平成19年度に現に管理されているものについて、その一部を監査対象とした。

(注) 所属名については、平成20年度行政組織改正後の名称とした。

2) 選定理由

主として県民に配布する刊行物を中心に、同種の刊行物に偏在しないように全体的な調整を図りながら選定した。

4 監査の実施

1) 実施期間

平成20年4月から平成21年3月まで

2) 監査の方法

監査対象機関から提出された資料等に基づき事務局職員が実施した調査結果を踏まえ、監査委員による書面監査を実施した。

5 監査対象刊行物の概要

監査対象となった刊行物の概要は、次のとおりである。

表1 刊行物の種類別作成状況

| 区 分 | 冊子 | パンフレット | リーフレット | チラシ | ポスター | 記録メディア | その他 | 合計 | 作成所属数 | 作成部数 | 作成経費(千円) |
|-----------|-----|--------|--------|-----|------|--------|-----|-----|-------|------------|----------|
| 県の作成する刊行物 | 348 | 102 | 221 | 161 | 79 | 2 | 32 | 945 | 313 | 16,239,449 | 401,004 |
| うち監査対象刊行物 | 20 | 34 | 19 | 11 | 4 | 0 | 10 | 98 | 55 | 6,882,320 | 187,820 |

表2 刊行物の部局別作成状況

| 区 分 | 本庁作成刊行物 | | 出先作成刊行物 | | 計 | | 構成比(%) | |
|----------|---------|-----------|---------|-----------|-----|-----------|--------|-----------|
| | 件数 | うち監査対象刊行物 | 件数 | うち監査対象刊行物 | 件数 | うち監査対象刊行物 | | うち監査対象刊行物 |
| 知事部局 | 356 | 59 | 198 | 10 | 554 | 69 | 58.6 | 70.4 |
| 知事直轄 | 4 | 3 | 0 | 0 | 4 | 3 | 0.4 | 3.1 |
| 総務部 | 13 | 1 | 35 | 1 | 48 | 2 | 5.1 | 2.0 |
| 企画調整部 | 23 | 6 | 0 | 0 | 23 | 6 | 2.4 | 6.1 |
| 生活環境部 | 76 | 17 | 4 | 0 | 80 | 17 | 8.5 | 17.3 |
| 保健福祉部 | 72 | 7 | 13 | 0 | 85 | 7 | 9.0 | 7.1 |
| 商工労働部 | 52 | 8 | 22 | 1 | 74 | 9 | 7.8 | 9.2 |
| 農林水産部 | 80 | 11 | 71 | 2 | 151 | 13 | 16.0 | 13.3 |
| 土木部 | 36 | 6 | 53 | 6 | 89 | 12 | 9.4 | 12.2 |
| 企業局 | 8 | 0 | 1 | 0 | 9 | 0 | 1.0 | 0.0 |
| 病院局 | 2 | 0 | 6 | 0 | 8 | 0 | 0.8 | 0.0 |
| 議会事務局 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0.1 | 0.0 |
| 教育委員会 | 39 | 10 | 237 | 7 | 276 | 17 | 29.2 | 17.3 |
| 警察本部 | 41 | 10 | 47 | 0 | 88 | 10 | 9.3 | 10.2 |
| 人事委員会事務局 | 8 | 2 | 0 | 0 | 8 | 2 | 0.8 | 2.0 |
| 労働委員会事務局 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0.1 | 0.0 |
| 計 | 456 | 81 | 489 | 17 | 945 | 98 | 100.0 | 100.0 |

表3 監査対象刊行物の目的別作成状況

| 区 分 | 件 数 | 構成比(%) |
|------------------------------------|-----|--------|
| 事業の方向性を示すもの(例:構想、計画書) | 1 | 1.0 |
| 事業の状況や結果を取りまとめたもの(例:年報、統計書) | 12 | 12.2 |
| 事業実施の補助資料として使用するもの(例:手引、解説書) | 7 | 7.1 |
| 行政情報の周知や提供を主眼として作成したもの(例:広報誌、各種案内) | 78 | 79.6 |
| 計 | 98 | 100.0 |

第2 監査の結果と意見

監査対象となった98刊行物の監査結果は以下のとおりである。

なお、刊行物別の監査結果については、別表のとおりである。

1 刊行物の目的や必要性について

1) 目的や必要性は十分検討されているか。

監査対象となった刊行物の目的や必要性の検討については、継続的に作成されている75件を含めて、予算要求時や作成する際意思決定時に行われ、おおむね適切に行われていたが、なかには、主に防犯ボランティアの活動の一助とするために毎年度作成されている「平成20年版地域安全活動のあゆみ」(No.91)のように、直接防犯ボランティア活動に関わる情報が十分とは言えないことから、今後、作成目的と掲載する内容について検討を必要とするものも見られた。

(意見)

刊行物のうち、特に継続的に作成されるものについては、前例に倣い作成すればよいとの考えに陥ることなく、作成の都度、その目的や必要性を十分検討の上、その是非を判断する必要がある。

2) 同種の刊行物や関係する部署との調整は行われているか。

ほかに同種の刊行物がある13件のうち、5件についてはほかの刊行物や関係する部署との間で調整が行われているが、ほかの8件については調整が行われないうまに作成されていた。

表4 同種の刊行物との調整状況

| 区 分 | 件 数 | 構成比(%) |
|----------------|-----|--------|
| ほかに同種の刊行物があるもの | 13 | 13.3 |
| 調整が行われているもの | 5 | 5.1 |
| 調整が行われていないもの | 8 | 8.2 |
| ほかに同種の刊行物がないもの | 85 | 86.7 |

調整が行われないうまに作成された刊行物の中には、「新エネルギー身近な事例集(改訂版)」(No.6)と「地球と握手! うつくしまの新エネルギー(新エネルギー読本)」(No.7)、「2008年度生福島県立高等技術専門校入学案内」(No.40)と「テクノカレッジ会津事業概要」(No.44)のように、掲載されている内容の一部に重複する部分があるものや、また「みんなですすめよう! 高齢者の交通安全」(No.19-生活交通課)と「高齢者の交通安全」(No.95-警察本部交通企画課)、「薬物乱用防止啓発用リーフレット」(No.35-薬務課)と「薬物乱用防止リーフレット」(No.92-警察本部少年課)のように、同一目的で作成され類似する内容を有するものが見られた。いずれも関係する部署の間で、その必要性、配布対象、掲載内容等に関して調整が行われていなかった。

その一方で、ほかに同種の刊行物はないものの「平成19年度わたしたちのくらしと税金(中学生用)」(No.4)や「ふくしまサポートブック」(No.33)のように、関係部署や関係団体との間で調整の上、作成されているものも見られた。

(意見)

県民等に対し県政情報を多くの機会を通じて提供することは有効なことであるが、ほかに類似する内容の刊行物があったり、関連する業務を行う部署がある場合には、事務の効率的な執行や効果的な情報提供の観点から、刊行物の統合についての検討を含め、その必要性、配布対象、掲載内容等に関する調整を行う必要がある。

2 刊行物の内容について

1) 必要な情報は盛り込まれているか。

刊行物には、その目的に沿って必要な情報を記載する必要があるが、作成者名や問い合わせ情報(担当所属名、住所、電話番号等)の記載に十分でないものが見られた。

「福島県観光マップ」(No.41)のように、企画・制作の欄に県名(所属名)の記載がなく、県のかかわりが判然としないものや「思春期の性・健康サポートブック」(No.31)、「オリジナル品種ポスター」(No.49)、「飲酒運転追放広報用チラシ(飲酒運転の厳罰化等)」(No.96)のように、問い合わせ情報が全くないものも見られた。

その一方で、「福島県職員採用総合案内のパンフレット・ポスター」(No.97,98)のように、問い合わせ情報として、担当課名、住所、電話番号、ホームページアドレスのほかに携帯電話からも容易に接続できるようにQRコードが記載され、いろいろな手段で問い合わせができるよう配慮されているものがあった。

(意見)

刊行物に記載されている作成者名や問い合わせ情報については、責任の所在を明らかにするとともに、内容の詳細や関連する情報を確認するために欠かせないものであり、また、県と県民等との情報交換等の手段にもなることから、少なくともこれらの情報については記載する必要がある。

2) 内容は分かりやすいか。

監査対象となった刊行物の多くは、紙面構成、表現、文字の大きさ、専門用語の取扱い等に気を配り、分かりやすい内容となるように工夫して作成されていたが、なかには、県内全域に回覧方式により提供される広報紙「県警だより」(No.88)のように、限られた紙面に多くの情報を掲載するために文字が小さく、また、窮屈な割付けになっているものや、「森林環境税PRチラシ」(No.52)や「福島いじめSOS24」(No.78)のように、主に小学生を対象に配布するにもかかわらず、難しい漢字や表現が用いられているものが見られた。

また、主に浄化センターの施設見学者等を対象に配布する「福島県下水道計画図」(No.63)のように、専門技術的な内容となっているために容易には理解し難いものも見られた。

さらに、「テクノカレッジ会津事業概要」(No.44)に用いられている「ニーズ学科」「ニーズ実技」、「Professional 福島県警察」(No.87)や「福島の警察」(No.89)に用いられている「サイバー犯罪」「ドメスティックバイオレンス」「プロファイリング」のように、専門用語や片仮名語に説明がないままに使用されているものが見られた。

その一方で、県内の全世帯に配布されている「うつくしま夢だより」(No.1)のように、子供向けの記事には文字を大きくした上にほぼすべての漢字に仮名を振ったり、また、井戸水や湧水等を飲料水として利用する世帯に配布された「くらしの水を安全に」(No.34)のように、特に理解してほしい重要な箇所にはやや大きな文字を使い、難しい漢字には仮名を振り、そして専門用語には説明を加えたりして、読み手を意識して読みやすく、分かりやすい内容となるよう工夫されているものもあった。

(意見)

刊行物は読まれ、理解され、活用されてこそ、その目的が達成されることから、作成に当たっては利用者の立場に立って検討し、読みやすい紙面構成に心掛けると

ともに、難しい漢字には仮名を振ったり、専門用語や片仮名語の多用はできるだけ避け、使用する場合には説明を加える等分かりやすい内容となるよう工夫する必要がある。

3) 障がい者や外国人への対応はなされているか。

監査対象となった刊行物のうち、視覚障がい者向けに作成された刊行物は「点字広報ふくしま」(No.3)の1件、外国人向けに作成された刊行物は「福島県企業立地ガイド(英語版)」(No.39)と「ふくしまグラフ(海外県人会用)」(No.2)の2件であったが、これ以外の刊行物の障がい者等への対応については、現場での自主的な取組に委ねられている場合が多かった。

(意見)

県内にも視覚に障がいのある方々や外国からの帰国者とその家族、在住外国人等日本語を母国語としない方々が暮らしていることから、刊行物の目的や配布対象者に応じて、点字版や外国語版等の作成を検討する必要がある。

4) 個人情報等は適切に取り扱われているか。

刊行物に掲載されている特定の個人を識別できる情報については、おおむね適切に取り扱われていたが、なかには、「森林を守り育て未来につなぎます」(No.53)、「平成19年度福島県の森林・林業」(No.54)、「福島県の道路2008」(No.58)、「あぶくま高原道路リーフレット」(No.69)のように、人物写真が事前に本人等から承諾を得ないままに掲載されているものも見られた。その一方で、児童・生徒の人物写真が比較的多く掲載されている広報紙「教育ふくしま」(No.70)のように、必ず在籍する学校を通じて該当児童、生徒の保護者から了解を取り、その上で学校から書面で承諾を得ているものがあった。

また、刊行物に掲載されている人物のイラストについては、女性だから、高齢者だから等、あるくくりで先入観や固定観念を持って決めつけた表現とならないよう、おおむね適切に使用されていたが、「特別支援教育で学校が変わります。」(No.79)のように従来の男女の固定的な性別役割分担に基づく表現も見られた。

(意見)

人物写真を含む個人情報については、いったんその取扱いを誤ると取り返しがつかないことから、職員のための個人情報保護ガイドブックを参考に、また、刊行物に掲載する人物のイラスト表現等については、先入観や固定観念を持って決めつけた表現とならないよう、県政広報物表現ガイドラインを参考にし、必要に応じて担当課に意見を求めるなど慎重に取り扱う必要がある。

3 刊行物の作成について

1) 作成時期、作成部数等作成は適切に行われているか。

監査対象となった刊行物の多くは、目的に沿って、おおむね適切に作成されていたが、なかには、作成時期の遅れにより開催日2週間前に配布されたイベント案内用「まちづくりシンポジウムチラシ」(No.61)、年度版の業務用資料であるにもかかわらず当該年度第2四半期の中ごろに作成された「平成19年度管内概要(県中建設事務所)」(No.64)、作成時期の遅れにより応募期間開始直前に関係者の元に配布された「17字のふれあいチラシ、ポスター、応募用紙」(No.72, 73, 74)、新制度の導入前に周知すべきであったにもかかわらず、導入後に作成して配布された周知用チラシ「特別支援教育で学校が変わります。」(No.79)のように、作成時期に適切でないものも見られた。

また、刊行物の校正については、掲載されている内容や情報量に応じて1回から

3回程度行われていたが、「福島警察」(No.89)や「けいさつのしごと」(No.90)のように、掲載されている内容の一部に正確でない記述が見られた。

(意見)

刊行物は、作成時期や部数を事前に調整して作成する必要があるが、作成時期の遅れは配布時期にも影響を及ぼし、県民等に不利益を与えるおそれもあることから、最も効果が発揮される時期に配布できるよう、作成する必要がある。

また、刊行物に掲載される内容は、正確性の確保が重要であることから、原稿作成時や印刷校正時において、複数の職員目で繰り返し点検する必要がある。

2) 環境への配慮はなされているか。

現在、県においては、ふくしまエコオフィス実践計画やうつくしまグリーン購入実施要綱に基づき、環境に配慮した物品の優先調達に取り組んでいるところであり、その中で外注印刷物や委託事業に係る報告書等の用紙については、原則として古紙配合率70%以上の再生紙を使用するとともに、使用した場合には「再生紙使用」と明記することとされている。

監査対象となった刊行物の再生紙使用についての要求状況(表5)を見ると、印刷発注時や委託契約時に87件(88.8%)で要求されていたが、11件(11.2%)については要求されていなかった。特に委託事業に係る成果品に関して再生紙使用を指示していない場合が多かった。

一方、刊行物の中には、「教育ふくしま」(No.70)のように、環境に配慮して針金を使用しない「糊とじ」による製本を行っているものが見られた。

表5 再生紙使用の要求状況

| 区 分 | 件 数 | 構成比(%) |
|-------------|-----|--------|
| 要求されている刊行物 | 87 | 88.8 |
| 印刷発注分 | 74 | 75.5 |
| 業務委託分 | 13 | 13.3 |
| 要求されていない刊行物 | 11 | 11.2 |
| 印刷発注分 | 6 | 6.1 |
| 業務委託分 | 5 | 5.1 |

(意見)

県の刊行物には、その用途によっていろいろな種類の用紙が使用されているが、刊行物を作成する際には、ふくしまエコオフィス実践計画やうつくしまグリーン購入実施要綱に基づいて、外注印刷物に限らず委託事業に係る報告書等の用紙についても再生紙を使用するとともに、使用した場合には「再生紙使用」と明記する必要がある。

4 刊行物の活用について

1) 配布は適切に行われているか。

ア 配布時期、配布方法等は適切か。

刊行物の配布については、目的に沿って、おおむね適切に行われていたが、なかには、野菜、果樹、花きの新品種作物「オリジナル品種ポスター」(No.49)のように、その一部に作付時期や出荷時期等を考慮しないで配布されたものや、業務用資料の「福島県の道路網図2008」(No.59)のように、新年度の早い時期に使用できるよう作成されたにもかかわらず、配布時期の遅れたものが見られた。

また、訓練の具体的な日程等が記載された「原子力防災訓練実施のお知らせ」

(No.21)のように、新聞折込みにより配布された結果、地域の世帯の一部に配布されていないものや、性に関する内容を主とする保護者向けの家庭教育資料「子どもに伝えたい性・いのち(小・中学生の保護者向け)」(No.76,77)のように、保護者への配布について具体的な指示がなく学校に送付された結果、多くの学校で特段の配慮がなされないままに児童・生徒を通じて配布されているものも見られた。

その一方で、発達障がい児・者を支援するために作成された「ふくしまサポートブック」(No.33)のように、事前に関係者に周知した上で、希望者に対し郵送(郵送経費本人負担)による提供を行うとともに、発達障がい者支援センターのホームページからダウンロードできるようにして、希望者が容易に入手できるように工夫しているものが見られた。

(意見)

刊行物の配布時期の遅れは、その効果を減少させ、県民等に不利益を与えるおそれがあることから、効果が最も発揮される時期に配布するとともに、その方法についても、事業の目的や配布対象者、掲載されている内容等を考慮して、事前に十分検討して行う必要がある。

イ 有償配布等は適切か。

監査対象となった刊行物のうち、県が直接有償で配布していたものは、博物館で作成された図録「樹と竹」(No.83)、図録「わくわく!化石大集合」(No.84)、 「考古学から探る古代会津ハンドブック」(No.85)、 「紀要第22号」(No.86)の4件あった。これらの刊行物の配布価格については、印刷に要する経費を算定基礎に設定することとされているが、そのほかに過去に作成された同種の刊行物の設定価格等を参考にしながら設定されていた。

また、平成15年度以降に博物館で作成され、現在も有償で配布されている刊行物について調査したところ、対象となる刊行物16件、20,700部に対し、全体の37%に当たる約7,600部がいまだに配布されずに保管されていることが分かった。なかには、作成してから5年経過していまだに半数以上の残部を有するものも見られた。

表6 博物館が直接有償配布している刊行物の状況

| 区 分 | 作成 件数 | 作成 部数 | 配布 部数 | 残部数 | 残部数 率(%) |
|--------------|----------|----------|----------|-------|-------------|
| | | A | | B | B/A |
| 平成15~19年度作成分 | 16 | 20,700 | 13,041 | 7,659 | 37.0 |

(平成20年9月末現在)

一方、県から著作物使用の許諾を受けて他の団体が有償で配布しているものには、広く一般に有償配布している「第122回福島県統計年鑑」(No.8)、「一目でわかる福島県の指標 2008」(No.9)、「平成19年版福島県勢要覧」(No.10)と、農薬の適正使用について指導するために関係者に有償配布している「農産物病害虫防除指針」(No.45)の計4件あった。いずれもその使用許諾に当たり、県は団体に対し著作権料に相当する対価を求めていなかった。

(意見)

県が有償で配布している刊行物の価格設定については、刊行物作成の実態を十分に反映しているとは言えないことから、今後、その見直しを含め取扱いについて検討する必要がある。

また、有償で配布される刊行物が、将来において必要以上に残部を抱えることがないように、過去に作成された同種の刊行物の配布実績等を参考に作成するとともに、現に保管している刊行物については、残部の状況を確認の上、今後の管理等の在り方を検討すべきである。

一方、県から無償による許諾を受けて他の団体が広く一般に有償配布している刊行物については、当該刊行物の作成に県が多く時間と労力を費やして作成したものであることを踏まえ、無償による使用許諾の是非について検討する必要がある。

2) 県政情報センターや県立図書館に送付されているか。

行政資料の収集及び管理に関する要綱により行政資料を提供することとされている県政情報センター(文書法務課)への送付状況(表7)を見ると、チラシとポスターを除く83刊行物のうち27件(32.5%)が送付されたのみで、2/3に当たる56件(67.5%)については“要綱の存在を知らなかった”“送付の対象とならないと思った”“失念していた”等の理由で送付されていなかった。一方、毎年度、文書で行政資料の提供を依頼している県立図書館への送付状況(表7)を見ると、文書で各所属に依頼しているにもかかわらず、36件(43.4%)の送付にとどまり、半数以上の47件(56.6%)については“通知があることを知らなかった”“失念していた”等の理由で送付されていなかった。

以上のように、県政情報センターや県立図書館への刊行物の送付については、要綱や通知により各所属に周知されているにもかかわらず、所属内で十分徹底されていないことが分かった。

表7 県政情報センターや県立図書館への送付状況(チラシ、ポスターを除く。)

| 区 分 | | 件 数 | 構成比(%) | 送付されていない理由 |
|----------|-------------|-----|--------|---|
| 県政情報センター | 送付されている刊行物 | 27 | 32.5 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 要綱の存在を知らなかった。 ・ 送付の対象とならないと思った。 ・ 失念していた。 等 |
| | 送付されていない刊行物 | 56 | 67.5 | |
| | 計 | 83 | 100.0 | |
| 県立図書館 | 送付されている刊行物 | 36 | 43.4 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 通知があることを知らなかった。 ・ 失念していた。 等 |
| | 送付されていない刊行物 | 47 | 56.6 | |
| | 計 | 83 | 100.0 | |

(意見)

各所属においては、改めて当該要綱や通知の趣旨・内容を所属内に徹底するとともに、刊行物を作成した場合には、県政情報センターや県立図書館に対し、積極的に送付する必要がある。

3) 刊行物についての意見要望の収集は行われているか。

刊行物についての意見要望の収集状況(表8)を見ると、収集しているとするのはアンケート調査を実施した11件、会議の席上で聴取した13件等37件(37.8%)に過ぎず、全体の6割以上に当たる61件(62.2%)で行われていなかった。

特にその必要性が高いと思われる継続的に配布されている刊行物でさえも、全体の6割で意見要望の収集が行われていなかった。この中には、毎年配布されている「原子力防災訓練実施のお知らせ」(No.21)のように、長年にわたり、対象地域の住民を対象に継続して配布されているものも見られた。

表8 意見要望の収集状況

| 区 分 | 件 数 | 構成比(%) | うち継続的作成分 | 構成比(%) |
|-------------|-----|--------|----------|--------|
| | | | | |
| 収集されている刊行物 | 37 | 37.8 | 30 | 40.0 |
| アンケート調査 | 11 | 11.2 | 11 | 14.7 |
| ヒアリングの実施 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| 会議 | 13 | 13.3 | 9 | 12.0 |
| その他 | 13 | 13.3 | 10 | 13.3 |
| 収集されていない刊行物 | 61 | 62.2 | 45 | 60.0 |

そのような中で「うつくしま農林水産ファンクラブ通信」(No.47)のように、発送の都度、アンケート用のはがきを同封し、会員から内容の満足度、取り上げてほしい情報等について意見要望を収集し、県と会員との双方向による情報交換を通じて次回以降の紙面づくりに活かしているものも見られた。

(意見)

刊行物について意見要望を収集することは、刊行物の必要性や効果を確認する上から必要なことであり、特に継続して配布される刊行物については、会議やイベント等をとらえて意見要望を収集するとともに、必要に応じてアンケート調査を行うなどして、県民等の意見要望を反映したものとする必要がある。

5 電子媒体の活用について

1) 電子データ化された原稿は活用されているか。

刊行物の作成に当たり職員により作成された原稿は、電子データ化されていることが多いが、委託等により外部に発注された19件を除く79件の刊行物のうち、原稿が印刷業者にCDやFD等の電子媒体で渡されたものが35件(44.3%)、紙媒体で渡されたものが44件(55.7%)となっていた。

このような中、「ふくしまファンクラブ会報」(No.43)や「ミュージアムカレンダー」(No.80)のように、職員が作成した原稿をCDやFD等の電子媒体で業者に渡して有効活用し、経費節減につなげているものが見られた。

(意見)

刊行物の原稿については、事務の効率化と経費節減の観点から、可能な限り電子データ化に努めるとともに、電子データ化された原稿については、CDやFD等の電子媒体で印刷業者に渡して有効に活用する必要がある。

2) 刊行物の内容は県のホームページに掲載されているか。

県のホームページへの掲載については、一部掲載を含め72件(73.5%)で行われていたが、全体の1/4以上に当たる26件(26.5%)については、いまだ掲載されていなかった。

掲載されていない刊行物の中には、「薬物乱用防止リーフレット」(No.92-警察本部少年課)や「シルバーセーフティアドバイス」(No.94)のように、多様な広報手段を用いて広く県民に周知する必要があると思われるものも見られた。

表9 県ホームページへの掲載状況

| 区 分 | 件 数 | 構成比(%) |
|-------------|-----|--------|
| 掲載されている刊行物 | 72 | 73.5 |
| 全部掲載 | 46 | 46.9 |
| 一部掲載 | 26 | 26.5 |
| 掲載されていない刊行物 | 26 | 26.5 |

(意見)

刊行物の内容を県のホームページに掲載することは、周知効果を高め、副次的に刊行物の作成部数の抑制も期待できることから、刊行物の配布に併せて、可能な限りホームページに掲載する必要がある。

3) 電子媒体への移行について検討されているか。

監査対象となった刊行物のうち、継続的に作成されている75刊行物の電子媒体への移行についての検討状況は、検討しているのはわずかに10件(13.3%)にとどまり、一方、配布対象者のインターネット環境や現在作成されている刊行物の種類やその目的、電子媒体に移行した場合の効果等を考慮して、具体的に検討をしていないとするものが65件(86.7%)にも上った。以上のように、電子媒体への移行については、余り具体的に検討されていないことが分かった。

このような中、小学生高学年用の社会科副教材として作成された「ふくしまの農林水産業」(No.48)のように、平成18年度までは印刷物で配布されていたが、学校のコンピューター設備の整備に対応して、印刷物からCD-ROMに移行したのもや、「南会津のうりんニュース」(No.56)のように、以前は県の機関を含めてすべて印刷物で配布されていたが、平成18年度から県の機関に対し電子メール配信に切り替え、その結果、1回当たり300部の印刷物を削減したのも見られた。

(意見)

県が提供する情報については、それを受ける方々のインターネット環境等を念頭に置きながら、最も効果的で経済的な方法で行う必要がある。

特に刊行物の配布対象が主に市町村、関係団体、県内外の企業等である場合には、必ずしも印刷媒体でなくとも目的が達成されることが多いので、県のホームページや電子メールによる情報提供に切り替える等、電子媒体への移行を積極的に検討する必要がある。

6 その他

1) 庁内印刷設備の活用について

監査対象となった刊行物のうち長期間にわたり使用・保存する必要があるものの中には、「第122回福島県統計年鑑」(No.8)や「福島県環境白書(資料編)」(No.12)のように、経費節減の観点から刊行物の印刷すべてを外部に発注するのではなく、表紙以外の印刷や丁合を庁内の印刷設備を利用して行い、表紙の印刷と製本のみを外部に発注して、作成したのが見られた。

(意見)

刊行物を作成する場合には、使用目的や配布対象等を考慮しながら、可能な限り庁内の印刷設備を活用する等の工夫をして、経費節減に努める必要がある。

2) イベントの開催時等に配布される刊行物について

イベント開催時に、業務用資料として作成された「2007 福島県の農業農村整備(冊子)(地図)」(No.50, 51)や地権者等への事業説明用資料として作成された「あぶくま

高原道路リーフレット」(No.69)をそのまま配布するのではなく、配布対象者に応じて、別に作成した資料等を配布している所属があった。その一方で、県の業務用資料として作成された「平成 19 年度福島県の森林林業」(No.54)のような専門技術的な刊行物をそのまま配布している所属もあった。

(意見)

イベント開催時等に配布する刊行物については、既成のものへの活用の適否を十分検討した上で、必要に応じて、来場者の方々誰もが理解できるような、分かりやすいものを作成し、配布する必要がある。

3) ふくしまイメージデザインの使用について

ふくしまイメージデザインの使用については、表 10 に示すように、37 件(37.8%)と全体の 4 割にも満たない上に、様々な形で用いられていた。その一方で、使用していないものは 61 件(62.2%)で、他のロゴマークを優先して使用しているためにイメージデザインを使用しないとする 17 件を除いても 44 件にも及んだ。

この取組は、平成 4 年から行われているものの所属によって温度差が生じており、“イメージデザインの使用については特に意識していなかった”という理由が物語るように、10 数年経過した現在、余り積極的には取り組まれていない実状が明らかとなった。

表 10 ふくしまイメージデザインの使用状況

| 区 分 | | 件 数 | 構成比(%) |
|-------------|---|-----|--------|
| 使用されている刊行物 | | 37 | 37.8 |
| 形 態 | デザイン+うつくしま、ふくしま。+県章+福島県 | 17 | 17.3 |
| | デザイン+うつくしま、ふくしま。+福島県 | 5 | 5.1 |
| | デザイン+県章+福島県 | 3 | 3.1 |
| | デザイン+福島県 | 12 | 12.2 |
| 使用されていない刊行物 | | 61 | 62.2 |
| 理 由 | ・ 他のロゴマークを使用している。 | 17 | 17.3 |
| | ・ 以前から使用していなかった。 ・ 使用について特に意識していなかった。等 | 44 | 44.9 |

(意見)

ふくしまイメージデザインは、平成 4 年から福島県の統一的なイメージの醸成を図り、本県の魅力や良好なイメージを県内外に発信するために使用されていることを踏まえ、刊行物を作成する際には、可能な限りイメージデザインを使用すべきである。

第3 まとめ

今回監査対象となった刊行物については、厳しい財政状況の中種々工夫を重ねて、おおむね適正に作成、活用されているものと認められたが、今後、刊行物の作成・活用に当たっては、特に次に掲げる事項に留意するとともに、県の作成する刊行物がより一層県民等にとって有用なものとなり、県政に対する理解と参加の促進の一助となるよう期待する。

1 刊行物作成の手引について

平成19年度に県で作成された冊子、パンフレット、ポスター等の刊行物は、外部に発注して作成された945件のほかに県自らが作成したものを含めると、かなりの数に達するが、これらの刊行物を通じて、多くの県政情報が県民等に届けられている実態を踏まえると、改めて県の作成する刊行物の果たす役割の大きさをうかがい知ることができる。

ところが、県には、現在、このように大きな役割を果たしている刊行物全般に関して、それを統括する部署がなく、また、統一的な作成の手引もないことから、各所属においては、過去に作成された刊行物の作成手法や次に掲げるような要綱や通知等を参考に、作成しているのが現状である。

このような中、今回の監査において、同種の刊行物や関係する部署との調整が行われないままに作成された刊行物があったり、刊行物に必要な情報が漏れているものや個人情報の取扱いに適切さを欠くもの等、作成に当たり改善・検討を要する事例が多く見られたところである。

今後は、県民等に必要な行政情報を正確に、県民に分かりやすい形で提供するためにも、現在ある刊行物作成に関係する要綱や通知等を参考にしながら、刊行物作成に必要な手引の作成について検討する必要がある。

【刊行物の作成に当たり参考となる要綱・通知例】

- 1 印刷物の電子化に関する指針(平成20年4月1日改正：広報課)
- 2 福島県ホームページの作成に関する手引き(平成20年4月1日改正：広報課)
- 3 ふくしまイメージデザインの使用について
(県行政における“うつくしま、ふくしま。”県民運動広報の基本指針について)
(平成4年5月30日ふくしまイメージづくり推進本部長通知：広報課)
- 4 職員のための個人情報保護ガイドブック(平成18年1月発行：文書法務課)
- 5 行政資料の収集及び管理に関する要綱(平成20年4月1日施行：文書法務課)
- 6 封筒や名刺、ネームプレート等に関するガイドライン
(平成15年12月22日福島県ユニバーサルデザイン推進本部会議決定：
人権男女共生課)
- 7 県政広報物表現ガイドライン -気づいて、築く男女共同参画社会-
(平成14年3月作成：人権男女共生課)
- 8 ふくしまエコオフィス実践計画(平成20年4月1日改訂：環境共生課)
- 9 行政資料収集への協力について(依頼)(平成20年3月14日：県立図書館)

2 県政情報センターや県立図書館への送付について

監査対象となった刊行物のうち、チラシとポスターを除く半数以上の刊行物が県政情報センターや県立図書館に送付されていないことが明らかになったが、刊行物を作成した場合、各所属においては、県民等への情報提供や県の行政資料等の保存の観点

から県政情報センターや県立図書館への送付を徹底するとともに、県政情報センターへの送付については、行政資料の収集及び管理に関する要綱に規定されているものの、その趣旨が各所属に十分徹底されていないことから、県政情報センターを所管する所属においては、県立図書館同様に毎年通知するなどして、刊行物の収集に努める必要がある。

3 刊行物についての意見要望の収集について

監査対象となった刊行物のうち6割以上の刊行物について、県民等から意見要望の収集が行われていないことが明らかになったが、県の作成する刊行物は、県が県民等に「伝えたい」「知らせたい」情報を中心に一方的に発信しているものが多いことから、県が県民等から、発信した情報が適切なものであったか、どの程度効果があったか、また、県民の方々はどのような情報を「知りたい」のか、等についての意見や要望を収集することは必要なことであり、また、次回以降の作成や県の施策や事業の改善につなげる上からも重要なことであると考えられる。

よって、刊行物を配布した所属においては、会議やイベント等の機会をとらえ、できる限り県民等の声を聴き、また、必要に応じてアンケート調査を行うなどして、意見要望の収集に努めるべきである。

4 電子媒体の活用について

パソコンやインターネットの普及といった社会環境の変化により情報提供手段も多様化している中、本県においても、電子データ化された原稿の有効活用や刊行物の内容を県のホームページに掲載して、県民等に提供する等、様々な形で電子媒体が活用されていたが、なかには、作成された電子データを十分活用できるにもかかわらず、活かされていない事例も見られた。

今後は、効率的な情報提供や経費節減の観点から電子媒体を積極的に活用するとともに、印刷媒体と電子媒体の長所、短所を考慮しながら、それぞれの特性を活かして使い分けたり、併用したり、最も効果的な手段で県政情報を提供するように検討すべきである。

終わりに、今回の監査は、監査に先立ち報告のあった945件のうち約1割に相当する98件を対象に実施したが、監査対象とならなかった刊行物についても、監査結果を参考に刊行物の目的・必要性等について十分に検討し、より一層県民に分かりやすく、そして役立つ刊行物を作成・配布することを期待するものである。

別表 刊行物別監査結果

監査結果には、改善・検討を要する内容を記載したが、併せて、今後、改善・検討を行う際に参考となる事例を【参考事例】として掲載した。

(注) 作成部数については、平成19年度に作成した総数を記載するとともに、作成した回数を括弧書きとした。例 4,080,000部(作成回数:6回)

また、所属名は、平成20年度組織改正後の名称とした。

| No. | 刊行物名[種類] 作成部数・作成経費 所属名 | 監 査 結 果 |
|-----|--|---|
| 1 | うつくしま夢だより [パンフレット] 4,080,000部(作成回数:6回) 62,671千円 広報課 | 【参考事例】 県内の全世帯に配布されている県政広報誌であり、子ども向けの記事には、ほぼすべての漢字に仮名を振ったり、文字を大きめにしたり、一定の配慮がなされている。 |
| 2 | ふくしまグラフ [パンフレット] 68,000部(作成回数:4回) 14,492千円 広報課 | 特になし。 |
| 3 | 点字広報ふくしま [パンフレット] 点字版 2,100部(作成回数:6回) 活字版 3,480部(作成回数:6回) カセットテープ 360本(作成回数:6回) 1,897千円 広報課 | 特になし。 |
| 4 | 平成19年度わたしたちのくらしと税金 (中学生用) [パンフレット] 25,370部 946千円 税務課 | 税に対する関心を高め、正しく税を理解してもらうために、中学生に配布されているが、税に関する用語のほか、「循環型社会」や「社会保障制度」のような税関係以外の用語にも説明を加える必要がある。 【参考事例】 県関係者のほか、税務署職員、中学校教員が参画した場で調整の上、作成されている。 |
| 5 | 福島県県中地域定住・二地域 居住パンフレット[リーフレット] 40,000部 672千円 県中地方振興局 | 福島県県中地域を定住・二地域居住先として周知するために、主に県外の方々に配布されているが、定住・二地域居住については、多様な広報手段を用いて周知すべき内容であることから、県のホームページも活用して周知する必要がある。 |
| 6 | 新エネルギー身近な事例集 (改訂版) [パンフレット] 1,000部 284千円 エネルギー課 | 新エネルギー導入の意義や県内における事例を紹介するため、県民に配布されているが、内容の一部に重複する部分が見られるので、統合を含めて調整する必要がある。 次回以降の作成に活かすためにも、意見要望の収集を行う必要がある。 |
| 7 | 地球と握手!うつくしまの新エネルギー (新エネルギー読本) [冊子] 1,000部 158千円 エネルギー課 | |
| 8 | 第122回福島県統計年鑑 [冊子] 210部 45千円 統計分析課 | 毎年、県機関、市町村等に配布されている総合統計書であるが、県から無償で著作物使用の許諾を受けた団体が広く一般に有償で配布している。本冊子は、県が多く時間と労力を費やして作成しているものであることを踏まえ、無償による使用許諾の是非について検討する必要がある。 【参考事例】 表紙以外の印刷や丁合を庁内の印刷設備を利用して行い、表紙の印刷と製本のみを外部発注して、経費の削減を図っている。 平成19年度印刷経費 45千円/210部 平成18年度印刷経費 1,197千円/240部 |

| No. | 刊行物名[種類] 作成部数・作成経費 所属名 | 監 査 結 果 |
|-----|---|--|
| 9 | 一目でわかる福島県の指標2008 [冊子] 500部 292千円 統計分析課 | <ul style="list-style-type: none"> 毎年、国、県機関、市町村等に配布されている統計書であるが、編集者として部・領域名、住所、電話番号の記載はあるものの、問い合わせ先を特定するため、担当所属名(課名)を記載する必要がある。 国、県機関、市町村等に対しては、必ずしも印刷媒体でなくとも提供できることから、電子メールによる配信について検討する必要がある。 次回以降の作成に活かすためにも、意見要望の収集を行う必要がある。 県が配布するほか、県から無償で著作物使用の許諾を受けた団体が広く一般に有償で配布している。本冊子は、県が多くの時間と労力を費やして作成しているものであることを踏まえ、無償による使用許諾の是非について検討する必要がある。 |
| 10 | 平成19年版福島県勢要覧 [冊子] 250部 179千円 統計分析課 | <ul style="list-style-type: none"> 毎年、国、県機関、県内の図書館等に配布されている総合統計書の普及版であるが、県から無償で著作物使用の許諾を受けた団体が広く一般に有償で配布している。本冊子は、県が多くの時間と労力を費やして作成しているものであることを踏まえ、無償による使用許諾の是非について検討する必要がある。 |
| 11 | 県民カレッジ学習情報交流誌 「夢まなびと」 [パンフレット] 60,000部(作成回数:3回) 1,911千円 生涯学習課 | <ul style="list-style-type: none"> 県内の生涯学習情報を取りまとめたもので、年3回、公民館、図書館、大手スーパー等を通じて県民に配布されているが、大手スーパーから取扱い部数の見直しについて要望が寄せられていることを踏まえ、配布先や配布部数について検討する必要がある。 |
| 12 | 福島県環境白書 (本編・資料編) [冊子] 800部 788千円 生活環境総務課 | <ul style="list-style-type: none"> 本県における環境の状況や環境の保全に関して講じた施策を明らかにしているもので、毎年、国、県機関、市町村等に配布されているほか県のホームページにも掲載されているが、行政機関等に対しては、必ずしも印刷媒体でなくとも提供できることから、ホームページへ掲載した旨の通知について検討する必要がある。 <p>【参考事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 資料編は、表紙以外の印刷や丁合を庁内の印刷設備を利用して行い、表紙の印刷と製本のみを外部に発注して、経費の節減に努めている。 平成19年度印刷経費 788千円/800部 平成18年度印刷経費 1,249千円/800部 |
| 13 | 学校消費者教育副読本(生徒用) [パンフレット] 30,000部 1,029千円(No.13,14合計) 消費生活課 | <ul style="list-style-type: none"> 特になし。 |
| 14 | 学校消費者教育副読本(指導者用) [パンフレット] 2,500部 1,029千円(No.13,14合計) 消費生活課 | <ul style="list-style-type: none"> 特になし。 |

| No. | 刊行物名〔種類〕 作成部数・作成経費 所 属 名 | 監 査 結 果 |
|-----|---|--|
| 15 | 「みんなで作る『いのち』の祭典 2007ふくしま用チラシ〔チラシ〕 40,000部 25,076千円(No.15～17合計) (刊行物の作成ほか、イベント開催業務全般の委託) 人権男女共生課 | ・ 特になし。 |
| 16 | 「みんなで作る『いのち』の祭典 2007ふくしま用ポスター〔ポスター〕 5,000部 25,076千円(No.15～17合計) (刊行物の作成ほか、イベント開催業務全般の委託) 人権男女共生課 | ・ 特になし。 |
| 17 | みんなで作る『いのち』の祭典 2007ふくしま実施報告書〔冊子〕 400部 25,076千円(No.15～17合計) (刊行物の作成ほか、イベント開催業務全般の委託) 人権男女共生課 | ・ 特になし。 |
| 18 | 福島県男女共同参画高校生副読本 〔冊子〕 27,000部 2,552千円 人権男女共生課 | ・ 特になし。 |
| 19 | みんなですすめよう！高齢者の 交通安全〔リーフレット〕 24,000部 580千円 生活交通課 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者の交通安全を推進するため、毎年、県民を対象に配布されており、警察本部交通企画課作成の「高齢者の交通安全」(No.95)と用途は異なるが、同一の目的で作成されていることから、相互に所要の調整を行い、効果的な啓発に努める必要がある。 ・ 問い合わせ情報として、担当所属名(課名)、ホームページアドレスの記載はあるものの、電話番号等を記載する必要がある。 ・ 次回以降の作成に活かすためにも、意見要望の収集を行う必要がある。 |
| 20 | パスポート(旅券)の申請案内 〔リーフレット〕 60,000部 662千円 旅券室 | ・ 特になし。 |
| 21 | 原子力防災訓練実施のお知らせ 〔リーフレット〕 22,000部 298千円 原子力安全対策課 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 原子力防災訓練の実施前に、毎年、新聞折り込みにより双葉郡内8町村の世帯に配布されているが、新聞購読をしていない世帯を含む全世界帯に配布されるよう、配布方法を検討する必要がある。 ・ 次回以降の作成に活かすためにも、意見要望の収集を行う必要がある。 |
| 22 | シッカリ家族の原子力防災知識 カレンダー〔その他(カレンダー)〕 21,200部 2,894千円 原子力安全対策課 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 原子力防災知識の普及啓発を図るため、毎年、双葉郡内8町村の世帯に配布されているが、次回以降の作成に活かすためにも、意見要望の収集を行う必要がある。 |

| No. | 刊行物名〔種類〕 作成部数・作成経費 所 属 名 | 監 査 結 果 |
|-----|---|--|
| 23 | ごみの未来(児童用) 〔パンフレット〕 23,500部 1,012千円 環境共生課 | ・ 廃棄物の処理に関する正しい知識とごみの減量化、リサイクルの必要性を学ぶための環境学習用資料として、小学校4年の児童や教員に配布されているが、今後の環境教育の充実や次回以降の作成に活かすためにも、児童や教員等からの意見要望の収集を行う必要がある。 |
| 24 | ごみの未来(指導者用) 〔パンフレット〕 2,400部 227千円 環境共生課 | |
| 25 | うつくしまエコ・リサイクル製品 利用事例集 〔冊子〕 10,000部 2,594千円 環境共生課 | ・ 特になし。 |
| 26 | 景観情報誌「景」 〔パンフレット〕 12,000部 1,323千円 環境評価景観室 | ・ 景観に関する理解を深め、景観形成への意識を醸成するため、毎年、県内外の方々に配布されているが、次回以降の作成に活かすためにも、読者からの意見要望の収集を行う必要がある。 |
| 27 | 平成19年度鳥獣保護区等位置図 〔その他(地図)〕 7,500部 1,205千円 自然保護課 | ・ 鳥獣保護区等の位置を周知するため、毎年、狩猟者登録証の交付時等に配布されているが、次回以降の作成に活かすためにも、狩猟者等からの意見要望の収集を行う必要がある。 |
| 28 | 廃棄物の不法投棄ゼロを目指して! 〔リーフレット〕 50,000部 798千円 不法投棄対策室 | ・ 廃棄物の不法投棄の未然防止や早期発見のため、不法投棄監視員等に配布されているが、次回以降の作成に活かすためにも、意見要望の収集を行う必要がある。 |
| 29 | 高齢者虐待防止普及啓発用 パンフレット 〔パンフレット〕 5,000部 158千円 高齢福祉課 | ・ 特になし。 |
| 30 | うつくしまシングルマザー応援 ブック(平成19年改訂版) 〔パンフレット〕 20,000部 143千円 児童家庭課 | ・ 母子家庭に対する支援施策等の情報を提供するため、毎年配布されているが、次回以降の作成に活かすためにも、意見要望の収集を行う必要がある。 |
| 31 | 思春期の性・健康サポートブック 〔パンフレット〕 30,000部 914千円 児童家庭課 | ・ 性に関する疑問や問題を抱える高校生に対し、養護教諭が個別指導する際の資料として配布されているが、発行者として県・部名の記載はあるものの、問い合わせ情報として担当所属名(課名)や電話番号等を記載する必要がある。 |
| 32 | 子育て応援パスポート協賛店 ガイドブック 〔冊子〕 193,410部 14,403千円 子育て支援課 | ・ 特になし。 |

| No. | 刊行物名〔種類〕 作成部数・作成経費 所 属 名 | 監 査 結 果 |
|-----|--|---|
| 33 | ふくしまサポートブック 〔冊子〕 3,000部 515千円 障がい福祉課 | <ul style="list-style-type: none"> 発達障がい児・者を支援するため作成された冊子で、発行者として県名、住所、電話番号の記載はあるものの、問い合わせ先を特定するため、担当所属名(課名)を記載する必要がある。 【参考事例】 県関係者のほか、市町村職員、障がい者関係親の会、学識経験者、障がい児者施設職員等関係機関や関係団体の職員が参画した場で調整の上、作成されている。 事前に関係者に周知した上で、希望者に対し郵送(実費負担)による提供を行うとともに、発達障がい者支援センターのホームページからダウンロードできるようにして、希望者が容易に入手できるよう工夫している。 |
| 34 | くらしの水を安全に 〔リーフレット〕 41,000部 328千円 食品生活衛生課 | <ul style="list-style-type: none"> 【参考事例】 井戸水や湧水等を飲料水として利用する世帯に配布されているが、特に理解してほしい重要な箇所にはやや大きな文字を使い、難しい漢字には仮名を振り、そして専門用語には説明を加えて、読みやすく、分かりやすくなるよう工夫されている。 |
| 35 | 薬物乱用防止啓発用リーフレット 〔リーフレット〕 10,000部 158千円 薬務課 | <ul style="list-style-type: none"> 毎年、小・中学生を対象に開催されている薬物乱用防止教室等で配布されているが、警察本部少年課作成の「薬物乱用防止チラシ」(No.92)と同一の目的で作成されていることから、相互に所要の調整を行い、効果的な啓発に努める必要がある。 小・中学生にとっては専門的で、全体的に難しい内容となっていることから、分かりやすくなるよう工夫する必要がある。 次回以降の作成に活かすためにも、小・中学生や教員から意見要望の収集を行う必要がある。 |
| 36 | 福島県企業立地ガイド (総合案内) 〔パンフレット〕 3,100部 3,606千円(No.36～39合計) 企業立地課 | <ul style="list-style-type: none"> 特になし。 |
| 37 | 福島県企業立地ガイド (工業団地案内)〔パンフレット〕 3,100部 3,606千円(No.36～39合計) 企業立地課 | <ul style="list-style-type: none"> 特になし。 |
| 38 | 福島県企業立地ガイド (概要版) 〔パンフレット〕 1,000部 3,606千円(No.36～39合計) 企業立地課 | <ul style="list-style-type: none"> 特になし。 |
| 39 | 福島県企業立地ガイド (英語版) 〔パンフレット〕 600部 3,606千円(No.36～39合計) 企業立地課 | <ul style="list-style-type: none"> 特になし。 |

| No. | 刊行物名〔種類〕 作成部数・作成経費 所 属 名 | 監 査 結 果 |
|-----|--|---|
| 40 | 2008年度生 福島県立高等技術 専門校入学案内〔パンフレット〕 5,000部 630千円 産業人材育成課 | <ul style="list-style-type: none"> 県内に3校ある高等技術専門校の概要を紹介するもので、会津高等技術専門校作成の「テクノカレッジ会津事業概要」(No.44)と内容や配布対象者に類似する部分が見られるので、調整の上作成する必要がある。 |
| 41 | 福島県観光マップ 〔その他(地図)〕 40,000部 2,478千円 観光交流課 | <ul style="list-style-type: none"> 福島県の観光PRのために作成されている観光用マップであるが、関係団体と共同で企画・制作されているにもかかわらず、企画・制作の欄に県名の記載がないので、記載する必要がある。 |
| 42 | ふくしま旅名人 〔パンフレット〕 10,000部 672千円 観光交流課 | <ul style="list-style-type: none"> 特になし。 |
| 43 | ふくしまファンクラブ会報 〔リーフレット〕 6,600部(作成回数:4回) 624千円 観光交流課 | <p>【参考事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県外に在住する方々を会員とするふくしまファンクラブの会報誌であるが、印刷発注に当たり、担当者が作成した印刷原稿をCDで業者に渡すことにより有効活用し、経費の節減に努めている。 平成19年度印刷経費 624千円/6,600部—平成19年7月創刊 |
| 44 | テクノカレッジ会津事業概要 〔パンフレット〕 1,500部 528千円 会津高等技術専門校 | <ul style="list-style-type: none"> 高校生の進路指導用、あるいは企業への説明用の資料として、主に地元の高校や企業に配布されているが、産業人材育成課作成の「2008年度生福島県立高等技術専門校入学案内」(No.40)と掲載されている内容や配布対象者に類似する部分が見られるので、調整の上作成する必要がある。 一般に聞き慣れない「ニーズ学科」、「ニーズ実技」が用いられており、説明を加える必要がある。 次回以降の作成に活かすためにも、意見要望の収集を行う必要がある。 |
| 45 | 農産物病虫害防除指針〔冊子〕 500部 289千円 循環型農業課 | <ul style="list-style-type: none"> 特になし。 |
| 46 | ふくしまの有機農産物生産者マップ 〔リーフレット〕 10,000部 336千円 農産物安全課 | <ul style="list-style-type: none"> 有機農産物の流通、消費拡大のため、主に流通業者や消費者に配布されているが、周知効果を高めるため、県のホームページへの掲載を検討する必要がある。 次回以降の作成に活かすためにも、意見要望の収集を行う必要がある。 |
| 47 | うつくしま農林水産ファンクラブ通信 〔パンフレット〕 3,400部(作成回数:2回) 215千円 農産物流通課 | <p>【参考事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内の消費者をはじめとするクラブ会員に対し、年2回、県内の農林水産物や農林水産業に関する情報を提供しているが、発送の都度、アンケート用のはがきを同封し、会員から内容の満足度、取り上げてほしい情報等について意見要望を収集し、県と会員との双方向による情報交換を通じて、次回以降の紙面づくりに活かしている。 |
| 48 | ふくしまの農林水産業 〔冊子〕 70部 〔記録メディア(CD-ROM)〕 550枚 1,248千円 農産物流通課 | <p>【参考事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 小学校高学年用の社会科副教材として作成され、平成18年度までは印刷物で配布されていたが、小学校のコンピューター設備の整備に対応して、平成19年度には一部印刷物を残しながらCD-ROMによる配布に、平成20年度には全面的にホームページによる情報提供に移行した。 |

| No. | 刊行物名〔種類〕 作成部数・作成経費 所属名 | 監 査 結 果 |
|-----|--|---|
| 49 | オリジナル品種ポスター 〔ポスター(5種類)〕 5,000部(1,000部×5種類) 867千円 園芸課 | <ul style="list-style-type: none"> 新品種作物(アスパラガス、いちご、りんどう、ぶどう)の生産振興や知名度の向上等を目指し、市町村や農業協同組合等に配布されているが、問い合わせ情報が記載されていないので、担当所属名(課名)や電話番号等を記載する必要がある。 作成されているポスターの一部に、新品種作物の出荷時期経過後に配布されているものがあつたので、作付時期や出荷時期等を考慮して、最も効果が発揮される時期に配布する必要がある。 |
| 50 | 福島県の農業農村整備2007(冊子) 〔パンフレット〕 1,500部 788千円 農村計画課 | <p>【参考事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業農村整備事業についての業務用資料として事業説明会等で配布されているが、イベント開催時等には、単に当該パンフレットを配布するのではなく、別に作成した資料等を配布している。 |
| 51 | 福島県の農業農村整備2007(地図) 〔その他(地図)〕 1,500部 1,071千円 農村計画課 | <ul style="list-style-type: none"> 特になし。 |
| 52 | 森林環境税PRチラシ 〔その他(広報用啓発物品)〕 40,000部 903千円 森林計画課 | <ul style="list-style-type: none"> 主に森林環境学習の機会に、小学生に森林環境税による県の取組等を紹介する際配布されているが、難しい漢字には仮名を振ったり、分かりやすい表現を用いたりする工夫が必要である。 |
| 53 | 森林を守り育て未来につなぎます 〔パンフレット〕 40,000部 1,092千円 森林計画課 | <ul style="list-style-type: none"> 森林環境税による県の取組等を紹介するために作成されているが、特定の個人を識別できる人物写真の掲載に当たっては、本人等から承諾を得る必要がある。 |
| 54 | 平成19年度福島県の森林・林業 〔その他(地図)〕 4,000部 1,743千円 森林計画課 | <ul style="list-style-type: none"> 本県の森林・林業に関する業務用資料として、毎年、国、県機関、林業関係団体に配布されているが、発行者として部名、住所、電話番号の記載はあるものの、問い合わせ先を特定するため、担当所属名(課名)を記載する必要がある。 特定の個人を識別できる人物写真の掲載に当たっては、本人等から承諾を得る必要がある。 イベント開催時に一般の来場者の方々にも配布されているが、掲載されている内容が事業中心で、専門技術的なものが多く、一般の方々には難しい内容となっていることから、誰もが理解できるような、分かりやすいものを作成し、配布する必要がある。 |
| 55 | ふくしま県民の森リーフレット 〔リーフレット〕 25,000部 565千円 森林整備課 | <ul style="list-style-type: none"> 特になし。 |
| 56 | 南会津のうりんニュース 〔リーフレット〕 26,400部(作成回数:12回) 721千円 南会津農林事務所 | <p>【参考事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成18年度以前は、県の機関を含めてすべて印刷物で配布されていたが、平成19年度から県の機関に対し電子メール配信に切り替え、その結果、1回当たり300部の印刷物を削減している。 |

| No. | 刊行物名 [種類] 作成部数・作成経費 所属名 | 監 査 結 果 |
|-----|---|--|
| 57 | いわきの農林業 [その他(地図)] 2,000部 777千円 いわき農林事務所 | ・ 特になし。 |
| 58 | 福島県の道路2008 [冊子] 600部 882千円 道路計画課 | ・ 県内の道路現況、県管理道路の整備方針等についてまとめた業務用資料であるが、特定の個人を識別できる人物写真の掲載に当たっては、本人等から承諾を得る必要がある。 |
| 59 | 福島県の道路網図2008 [その他(地図)] 3,000部 3,528千円 道路計画課 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の道路現況等についてまとめた業務用資料として、毎年、国、県機関、市町村等に配布されているが、発行者として部・領域名や住所の記載はあるものの、問い合わせ情報として担当所属名(課名)や電話番号等を記載する必要がある。 ・ 年度の早い時期に使用できるよう作成されていたにもかかわらず、5月末に配布されているので、使用目的に沿って作成後速やかに配布する必要がある。 |
| 60 | 福島空港リーフレット [リーフレット] 1,000部 242千円 空港施設室 | ・ 空港見学者等に、空港施設の概要を説明する際配布されているが、次回以降の作成に活かすためにも、意見要望の収集を行う必要がある。 |
| 61 | まちづくりシンポジウムチラシ [チラシ] 5,000部 142千円 まちづくり推進課 | ・ 参加申込書を兼ねた当該チラシは、まちづくりシンポジウム開催日の2週間前に納品されて、その後同日付で関係者に配布されたが、イベントの周知や参加者の募集・集約、開催準備のための期間等を考慮して、計画的な作成、配布に努める必要がある。 |
| 62 | まちづくりシンポジウム報告書 [冊子] 260部 295千円 まちづくり推進課 | ・ 特になし |
| 63 | 福島県下水道計画図 [その他(地図)] 6,800部 1,336千円 下水道課 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道整備事業等に関する資料で、県機関、市町村のほか、浄化センター見学者やイベント開催時に来場者の方々に配布されているが、発行者として部名の記載はあるものの、問い合わせ情報として担当所属名(課名)や電話番号等を記載する必要がある。 ・ 事業を中心に専門技術的な内容が掲載されており、施設見学者等には容易には理解し難いものとなっているので、配布対象者を考慮して作成する必要がある。 ・ 次回以降の作成に活かすためにも、意見要望の収集を行う必要がある。 |
| 64 | 平成19年度管内概要 [冊子] 250部 510千円 県中建設事務所 | ・ 当該年度の管内の事業計画等をまとめた業務用資料で、年度の早い時期に必要とするものであるにもかかわらず、第2四半期の中ごろに納品、配布されており、使用目的から判断して、作成の時期や方法等について検討する必要がある。 |
| 65 | 歩いて楽しむ白河(まち歩きマップ) [リーフレット] 30,000部 504千円 県南建設事務所 | ・ 特になし。 |

| No. | 刊行物名 [種類] 作成部数・作成経費 所 属 名 | 監 査 結 果 |
|-----|---|--|
| 66 | ニュースレター [チラシ] 8部 1,524千円 (No.66～68合計) 相双建設事務所 | ・ 特になし。 |
| 67 | 交流案内マップ [チラシ] 1部 1,524千円 (No.66～68合計) 相双建設事務所 | ・ 特になし。 |
| 68 | 宿泊体験しおり [チラシ] 1部 1,524千円 (No.66～68合計) 相双建設事務所 | ・ 特になし。 |
| 69 | あぶくま高原道路リーフレット [リーフレット] 3,000部 977千円 あぶくま高原自動車道建設事務所 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地権者や工事見学者等に、あぶくま高原道路の現況や建設工事の概要について説明する際配布されているが、特定の個人を識別できる人物写真の掲載に当たっては、本人等から承諾を得る必要がある。 ・ 次回以降の作成に活かすためにも、意見要望の収集を行う必要がある。 <p>【参考事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学生を対象とする現場見学会の際には、別途子ども向けの資料を作成の上配布している。 |
| 70 | 教育ふくしま [パンフレット] 48,000部 (作成回数:6回) 1,235千円 教育総務課 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 開かれた教育行政の推進の一環として、年6回、教育行政施策や学校教育の現状等を県民に紹介する広報紙であるが、次回以降の作成に活かすためにも、意見要望の収集を行う必要がある。 <p>【参考事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の個人を識別できる児童・生徒の写真の掲載に当たり、在校する学校を通じて該当児童・生徒の保護者から了解を取り、その上で学校から書面で承諾を得ている。 ・ 環境に配慮して、針金を使用しない「糊とじ」による製本を行っている。 |
| 71 | うつくしまふくしま教育ニュース [リーフレット] 302,000部 1,244千円 教育総務課 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 本県の教育行政に対する理解を図るため、年1回、教育行政施策や学校教育の現状等を児童・生徒の保護者等に紹介する広報紙であるが、次回以降の作成に活かすためにも、意見要望の収集を行う必要がある。 |

| No. | 刊行物名 [種類] 作成部数・作成経費 所属名 | 監 査 結 果 |
|-----|---|---|
| 72 | 17字のふれあいチラシ [チラシ] 12,500部 100千円 社会教育課 | <ul style="list-style-type: none"> 「17字のふれあい事業」は、子供と大人が共通の体験活動を通じて得た感動を5・7・5の17字で表現した作品として募集し、それらを広く紹介する事業であるが、募集用のチラシ、ポスター、応募用紙の中に、主催者や受付窓口となる機関名の記載はあるものの、問い合わせ情報として電話番号等を記載する必要がある。 |
| 73 | 17字のふれあいポスター [ポスター] 2,500部 175千円 社会教育課 | <ul style="list-style-type: none"> 作品の募集期間が始まる二日前に教育事務所に発送されたが、作品募集に関する周知や受付窓口となる市町村教育委員会の対応等に支障を来さぬよう、計画的な作成、配布に努める必要がある。 |
| 74 | 17字のふれあい応募用紙 [チラシ] 100,000部 200千円 社会教育課 | <ul style="list-style-type: none"> 次回以降の作成に活かすためにも、教員や児童の保護者等から意見要望の収集を行う必要がある。 (以上 No.72～74) 応募用紙については、漢字の多くに仮名が振られているが、応募する子供たちの年齢層を考慮すると、漢字すべてに仮名を振る必要がある。(No.74) |
| 75 | 17字のふれあい作品集 [パンフレット] 2,500部 125千円 社会教育課 | <ul style="list-style-type: none"> 主催者の記載はあるものの、問い合わせ情報として担当所属名(課名)や電話番号等を掲載する必要がある。 次回以降の作成に活かすためにも、教員等から意見要望の収集を行う必要がある。 |
| 76 | 子どもに伝えたい性・いのち (中学生の保護者向け) [パンフレット] 36,000部 [記録メディア(CD-ROM)] 900部 891千円 社会教育課 | <ul style="list-style-type: none"> 10代の子供たちの性・いのちに関する保護者向けの家庭教育資料であるが、保護者への配布方法について具体的な指示がない中で各学校に送付されていることから、多くの学校で、特段の配慮がなされないままに児童・生徒を通じて保護者に配布されている例が多数見られた。性に関する内容を主とする小冊子であることから、保護者への配布方法について検討する必要がある。 |
| 77 | 子どもに伝えたい性・いのち (小学生の保護者向け) [パンフレット] 39,000部 716千円 社会教育課 | |
| 78 | 「福島いじめSOS24」紹介カード [その他(カード)] 25,000部 100千円 学校生活健康課 | <ul style="list-style-type: none"> 子供のいじめ24時間電話相談の相談機関名や電話番号等を周知するために、小学1年生に配布されているが、難しい漢字や分かりにくい用語が見られるので、配布対象者を考慮して作成する必要がある。 前年度に掲載された内容をほぼ踏襲したものであるため、次回以降の作成に活かすためにも、教員等からの意見要望の収集を行う必要がある。 |

| No. | 刊行物名 [種類] 作成部数・作成経費 所属名 | 監 査 結 果 |
|-----|---|--|
| 79 | 特別支援教育で学校が受け持ちます。 [チラシ] 300,000部 495千円 特別支援教育課 | <ul style="list-style-type: none"> 平成19年4月に導入された「特別支援教育」や地域教育相談推進事業の概要について周知するため、教員や児童・生徒の保護者等に配布されているが、問い合わせ情報として担当所属名(課名)や電話番号等を記載する必要がある。 内容を分かりやすく表現するためにイラストが取り入れられているが、男女の地位、役割等の表現に従来の男女の固定的な性別役割分担に基づくものが見られる。人物のイラスト表現等については、女性だから、高齢者だから等、あるくくりで先入観や固定観念を持って決めつけた表現とならないよう配慮する必要がある。 (例:校長-男、教師-女が多い、保護者-女のみ、コーディネーター・巡回相談員-女のみ 等) 制度導入後に作成の上、学校を通じて配布されていたが、制度導入前に周知する必要がある。 |
| 80 | ミュージアムカレンダー [リーフレット] 40,000部 599千円 美術館 | <p>【参考事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 美術館における1年間の企画展示、常設展示、普及事業等の開催期間や休館日等を周知するために作成されていたが、印刷発注に当たり、平成18年度から担当者が作成した印刷原稿をCD等で業者に渡すことにより有効活用し、経費の節減に努めている。 平成19年度印刷経費 599千円/40,000部 平成18年度印刷経費 599千円/40,000部 平成17年度印刷経費 683千円/40,000部 |
| 81 | 美術館ニュース [リーフレット] 81,000部(作成回数:6回) 804千円 美術館 | <ul style="list-style-type: none"> 美術館の企画展や関連イベント等の内容を周知するために年6回作成されているが、中に企画展のオープニングの日より遅れて納品されているものもあったので、イベントの開催に支障を来さないよう、計画的な作成に努める必要がある。 |
| 82 | 博物館だより [パンフレット] 14,000部(作成回数:4回) 838千円 博物館 | <ul style="list-style-type: none"> 特になし。 |
| 83 | 図録「樹と竹」 [冊子] 1,500部 859千円 博物館 | <ul style="list-style-type: none"> 企画展の解説用図録等で、他の博物館、図書館等に配布されているほか来場者等に有償配布されている。 |
| 84 | 図録「わくわく！化石大集合」 [冊子] 1,200部 409千円 博物館 | <ul style="list-style-type: none"> 配布価格については、印刷に要する経費を算定基礎に設定することとされているが、そのほかに過去に作成された同種の刊行物の設定価格等を参考にしながら設定されていた。 価格設定については、刊行物作成の実態を十分に反映しているとは言えないことから、今後、その見直しを含め取扱いについて検討する必要がある。 |
| 85 | 「考古学から探る古代会津」 ハンドブック [冊子] 1,000部 216千円 博物館 | |
| 86 | 紀要第22号 [冊子] 600部 1,166千円 博物館 | |

| No. | 刊行物名 [種類] 作成部数・作成経費 所 属 名 | 監 査 結 果 |
|-----|--|--|
| 87 | Professional 福島県警察 [パンフレット] 5,000部 552千円 警察本部警務課 | <ul style="list-style-type: none"> 警察官募集用のパンフレットであり、サイバー犯罪やドメスティックバイオレンス(DV)のような、犯罪に関する専門用語や片仮名語が使用されていることから、説明を加える必要がある。 |
| 88 | 県警だより [チラシ] 480,000部(作成回数:6回) 2,516千円 警察本部総務課 | <ul style="list-style-type: none"> 年6回、県内全域に回覧方式により提供される警察の広報紙であるが、限られた紙面に多くの情報を掲載するために文字が小さくなり、また窮屈な割付けになっているので、読みやすい紙面構成に努める必要がある。 多様な広報手段を用いて広く県民に周知すべき内容であることから、警察本部のホームページへの掲載についても検討する必要がある。 |
| 89 | 福島の警察 [パンフレット] 10,000部 1,624千円(No.89,90合計) 警察本部総務課 | <ul style="list-style-type: none"> 警察の組織や業務の概要を紹介する県民向けの資料で、防犯ボランティアの会議等で活用されているが、次のような警察業務や犯罪等に関する専門用語が使用されているので、説明を加えたり、分かりやすい言葉に置き換えたりする必要がある。 (例) 防犯環境設計、地域警察官、暴排パトロール、プロファイリング等 内容の一部に次のような正確でない記述が見られるので、原稿作成時における点検は言うに及ばず、印刷校正時においても複数の職員が目でも繰り返し点検する必要がある。 (例) 福島県は、全国第3位の広大な県土を有していることから、警察署が東北6県の中で最も多い28署設置されています。 次回以降の作成に活かすためにも、意見要望の収集を行う必要がある。 |
| 90 | けいさつのしごと [パンフレット] 8,800部 1,624千円(No.89,90合計) 警察本部総務課 | <ul style="list-style-type: none"> 職場見学会等で、子供たちに警察の組織や仕事のあらしみ等を紹介する際配布されているが、次のような警察業務や犯罪等に関する専門用語が使用されているので、説明を加えたり、あるいはやさしい言葉に置き換えたりする必要がある。 (例) 緊急通報電話、受理、指令等 内容の一部に次のような正確でない記述が見られるので、原稿作成時における点検は言うに及ばず、印刷校正時においても複数の職員が目でも繰り返し点検する必要がある。 (例) 警察学校: 警察官をめざす人たちが、勉強や訓練をしています。 次回以降の作成に活かすためにも、意見要望の収集を行う必要がある。 |
| 91 | 平成20年版地域安全活動のあゆみ [冊子] 6,600部 659千円 警察本部生活安全企画課 | <ul style="list-style-type: none"> 防犯ボランティア活動の一助とするため、毎年、防犯ボランティア等に配布されているが、直接防犯ボランティア活動に関わる情報が十分とは言えないことから、作成目的と掲載する内容について検討する必要がある。 問い合わせ情報が記載されていないので、担当所属名(課名)や電話番号等を掲載する必要がある。 次回以降の作成に活かすためにも、防犯ボランティア等から意見要望の収集を行う必要がある。 |

| No. | 刊行物名〔種類〕 作成部数・作成経費 所 属 名 | 監 査 結 果 |
|-----|--|---|
| 92 | 薬物乱用防止リーフレット 〔リーフレット〕 70,000部 383千円 警察本部少年課 | <ul style="list-style-type: none"> 薬物乱用の実態、薬物乱用が人に与える影響やその危険性を啓発するため、非行防止教室等を通じて中学・高校生に配布されているが、薬務課作成の「薬物乱用防止啓発用リーフレット」(No.35)と同一の目的で作成されていることから、相互に所要の調整を行い、効果的な啓発に努める必要がある。 掲載されている写真の中はかなり刺激的なものが見られるが、次回以降の作成に活かすためにも、意見・感想を収集する必要がある。 多様な広報手段を用いて広く県民に周知すべき内容であることから、警察本部のホームページへの掲載についても検討する必要がある。 |
| 93 | 飲酒運転追放チラシ〔チラシ〕 6,000部 95千円 警察本部交通企画課 | <ul style="list-style-type: none"> 飲酒運転の根絶に向け「ハンドルキーパー運動」を周知徹底するために飲食店等に配布されているが、問い合わせ情報が記載されていないので、担当所属名(課名)や電話番号等を記載する必要がある。 (注) ハンドルキーパーとは、自動車で仲間と飲食店などに行く場合に、お酒を飲まないで、仲間を自宅まで送り届ける人をいう。 |
| 94 | シルバーセーフティアドバイス 〔パンフレット〕 6,000部 441千円 警察本部交通企画課 | <ul style="list-style-type: none"> 警察署が委嘱する高齢者交通指導隊員の指導用資料として配布されているが、問い合わせ情報が記載されていないので、担当所属名(課名)や電話番号等を記載する必要がある。 次回以降の作成に活かすためにも、意見要望の収集を行う必要がある。 高齢者の交通安全の推進に関連する内容で、多様な広報手段を用いて広く県民に周知すべきものであることから、警察本部のホームページへの掲載についても検討する必要がある。 |
| 95 | 高齢者の交通安全 〔リーフレット〕 20,000部 210千円 警察本部交通企画課 | <ul style="list-style-type: none"> 高齢者の道路横断中の交通事故防止のために開催されている参加・体験型交通教室の受講者に配布されており、生活交通課作成の「みんなですすめよう！高齢者の交通安全」(No.19)と用途は異なるが、同一の目的で作成されていることから、相互に所要の調整を行い、効果的な啓発に努める必要がある。 問い合わせ情報が記載されていないので、担当所属名(課名)や電話番号等を記載する必要がある。 印刷発注に当たり、電子データ化された原稿を業者にCD等で渡す等、電子データ化された原稿の有効活用について検討する必要がある。 |
| 96 | 飲酒運転追放広報用チラシ 〔チラシ〕 50,000部 194千円 警察本部交通企画課 | <ul style="list-style-type: none"> 飲酒運転の根絶を図るために、厳罰化された刑罰の内容等について紹介しているものであるが、問い合わせ情報が記載されていないので、担当所属名(課名)や電話番号等を記載する必要がある。 多様な広報手段を用いて広く県民に周知すべき内容であることから、警察本部のホームページへの掲載についても検討する必要がある。 |
| 97 | 福島県職員採用総合案内 パンフレット〔パンフレット〕 8,000部 588千円 人事委員会事務局採用給与課 | <p>【参考事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県職員募集のため、大学や地方振興局等を通じて応募者等に配布されているが、問い合わせ情報として、担当所属名(課名)、住所、電話番号、ホームページアドレスのほか、携帯電話から容易に接続できるようにQRコードが記載されている。 |
| 98 | 福島県職員採用総合案内 ポスター〔ポスター〕 500部 116千円 人事委員会事務局採用給与課 | |